

令和二年五月十九日 開会
令和二年五月魚津市議会臨時会提出議案

市長提案理由説明要旨

はじめに

本日ここに、令和二年五月魚津市議会臨時会が開催されるにあたり、提案致しました議案の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、去る四月十九日に執行されました魚津市議会議員選挙において、ご当選されました議員各位に、心よりお祝いを申し上げます。

議員定数17名に対して20名が立候補されるという厳しい選挙を経てのご当選であり、議員お一人おひとりに、市民の皆様の大変大きなご期待があると存じますので、その負託に応え、ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

また、この度、新たな魚津市議会を代表します議長に就任されました石倉彰議長、副議長に就任されました寺崎孝洋副議長には、心よりお喜びを申し上げます。

市議会の力強いリーダーとして手腕を存分に発揮され、ともに魚津市政の発展にご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

さて、私もこの度の魚津市長選挙におきまして、二期目の当選の栄に預かりました。

多くの市民の皆様や、各界各層からご支援とご厚情を賜りましたことに対し、この場をお借りして深く感謝申し上げます次第であります。

今、この議場に立って、改めて皆様から寄せられた期待に責任の重さを感じますとともに、魚津市財政健全化計画の推進や人口減少への対応、地域活性化など山積する課題の解決。そして、何よりも新型コロナウイルス感染症対策にスピード感を持って取り組んでいく決意を新たにするところであります。

社会情勢が激動する中で、地域の宝である子ども達に誇れる「ふるさと魚津の創造」に市民の皆様とワンチームで取り組んでいく所存であります。

どうか、しっかりとスクラムを組んでオール魚津で前進する魚津となるべく、議員各位の格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本議会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

議案第二十九号 専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年三月三十一日に公布されたこと等に伴い、魚津市税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により、専決処分致しましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるも

のであります。

改正の主な内容は、個人市民税において、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載が簡略化したことや固定資産税の納税義務者等に関して、調査を行ってもなお所有者の存在が不明である場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を追加したこと等であります。

議案第三十号 令和二年度魚津市一般会計補正予算の専決処分につきましては、特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症対策として早急に取り組む必要があったことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、四月三十日付けで四十三億円の補正予算を専決処分致しましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第三十一号 令和二年度魚津市一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に六千八百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ二百九億五千五百万円と致したいのであります。

今回補正するものは、新型コロナウイルス感染症関連融資に係る保証料助成金や富山県の感染症拡大防止協力金への上乗せ支援をはじめ、ひとり親家庭等を対象とする応援給付金など市独自の新型コロナウイルス感染症対策として、早急に取り組む必要のある事業に要する費用を計上するものであり、財源として国庫支出金、基金繰入金を充当致しております。

以上、本日提出しました議案の説明と致します。

何とぞ、慎重にご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。